



令和 2 年 第 9 回 総 会
会 議 録

期 日 令和 2 年 8 月 2 8 日

場 所 枕 崎 市 妙 見 セ ン タ ー

枕 崎 市 農 業 委 員 会

令和2年第9回枕崎市農業委員会総会 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日 令和2年8月28日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	4 1	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	4 2	農地法第3条許可申請について
4	4 3	農地法第5条許可申請について
5	4 4	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
8月28日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第5号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	依積田広昭	農業委員
	9番	楠義文	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	依積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 駒水孝広
主幹兼農地係長 永江靖博
農地係参事補 前原光博

午前 9時30分 開会

議長 令和2年第9回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。4番篠原正委員、5番今給黎龍浪委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程2号 議案第41号 農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は1ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号102号から118号の17件の合意解約で、全て耕作者変更に伴う合意解約です。

また整理番号114号から118号は農地中間管理事業による利用権の合意解約です。

解約面積は畑が60筆で73,638㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号102号から118号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で所有権の移転に関する申請です。

(整理番号7号)

整理番号7号の申請地は、美原町〇〇番、畑、1、214㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、70歳、鹿児島市、〇〇〇〇さん、会社員、68歳、鹿児島市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、自動車整備業兼農業、66歳、美原町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号7号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号7号の申請地については10・11ページに掲載してあります。

申請地は、県道枕崎知覧線沿い美初モータースより北東側約〇〇m、木原一里塚基盤整備地区内に位置します。

整理番号7号においては、いづれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号7号について、水野委員をお願いします。

3番(水野委員) 整理番号7号について報告いたします。

8月7日に譲受人 〇〇〇〇さんと立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は美原町に居住し、自動車整備業兼農業です。

譲渡人は、鹿児島市鴨池新町に居住しております。

申請地の位置は、事務局から説明のあった通りです。

東は甘しょ畑、西は道、南は甘しょと果樹畑、北は遊休農地で原野です。

現在は甘しょ畑で、権利取得後も、甘しょを栽培する予定です。

本件の権利取得により周囲の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保には支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号7号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は5件で、所有権の移転に関する申請が5件です。

(整理番号29号)

整理番号29号の申請地は桜木町〇〇番〇, 畑, 202㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん, 会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 会社員です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は, 「現在, 借家住まいのため, 自分の家を持ちたく申請するため。」とのことです。

申請地は14, 15ページに掲載してあります。

ローソン枕崎・桜木町店より西側〇〇mに位置します。

農地の区分は第1種住居地域の指定がされており, 都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は202㎡で問題のないものと思われます。

造成については, 50cmの切土をおこないますが, 周囲には, 既存の擁壁が施してあります。

建物は, 高さ5.7mの平屋ですが, 境界から1.2m程度控えて建築します。

(整理番号30号)

整理番号30号の申請地は桜木町〇〇番, 畑, 441㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん, 公務員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は, 「現在, 借家住まいのため, 自分の家を持ちたく申請するため。」とのことです。

申請地は14, 17ページに掲載してあります。

枕崎終末処理場より東側〇〇mに位置します。

農地の区分は第1種住居地域の指定がされており, 都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は441㎡で問題のないものと思われます。

造成については, 整地のみおこない, 北側及び東側には, 既存の擁壁及びブロック積みがあり, 西側はブロック積みを施します。

建物は, 高さ3.7mの平屋ですが, 境界から1.2m程度控えて建築します。

(整理番号31号)

整理番号31号の申請地は寿町〇〇番, 畑, 454㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん, 自営業, 〇〇〇〇さん, 自営業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は, 「現在, 借家住まいのため, 自分の家を持ちたく申請する。」とのことです。

申請地は, 19ページに掲載してあります。

妙見町・瀬崎機械から西側〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途指定地域から500m以内に位置する孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

計画面積は454㎡で問題のないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、造成は、現状のままで、整地のみですが、周囲に擁壁及びブロック積を施します。

建物は高さ3.7mの平屋であり、農地境界より1.0m以上控えて建築します。

(整理番号32号)

整理番号32号の申請地は妙見町〇〇番，畑，304㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，船員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，農業です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在，借家住まいをしており，手狭になったことから，申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は，21ページに掲載してあります。

寿町・さくら交通車庫より東側〇〇mに位置します。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため，第1種農地と判断されますが，申請地周辺には住宅が点在しており，申請地の55m以内に既存住宅が8戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが，適地が見つからずやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており，致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は，一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は304㎡であり，問題ないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり，境界にはブロック積み及び擁壁を施します。

建物は高さ5.3mの平屋であり，南側境界より1.0m以上控えて建築します。

(整理番号33号)

整理番号33号の申請地は茅野町〇〇番，畑，820㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，農業です。

申請人は農事組合の代表者であり，茶業を経営する農家です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，農業です。

転用目的は農家住宅です。

申請事由は，「現在借家住まいのため，申請地と隣地を同時取得し，自分の家を持ちたく申請するため。」とのことです。

申請地は，23・24ページに掲載してあります。

県道打木谷・白沢津線沿い茅野共同製茶工場より北西約〇〇mの集落内に位置します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない0.1haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を農家住宅の建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は、農家住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は居宅1棟及び、摘採機1台・防除機1台・農業機械搬送用トラック1台を格納する倉庫1棟の建築です。

計画面積は820㎡で問題のないものと思われます。

農家住宅への転用にあたり、東側境界には既存の擁壁が施してあり、西側及び南側は、法面保護及び擁壁を設置します。

建物は高さ7.1mの二階建てですが、西側及び南側は、周囲より2mほど低くなっており、また、境界より1.5mから7m控えて建築します。

整理番号29号から33号までは、いずれも、被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号29号から31号について、原田委員をお願いします。

2番(原田委員) 8月17日に水野農業委員、桑原推進委員、有村推進委員、中原推進委員、事務局の前原さんと現地調査を行いました。

まず整理番号29号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

29号の申請地は、説明にありましたとおり、桜木町に位置する農地で、現在、不耕作の畑です。

申請地は、北側は雑種地、東側は宅地、西側及び南側は市道であり、隣接する農地はありません。

50cmの切土をおこないますが、周囲には、既存の擁壁があり、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止します。

建物は、平屋であり、境界から控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、南側側溝へ放流します。

生活排水も南側の道路に埋設されている下水道管へ排水する計画です。

被害防除計画も適正であり、周辺の農業等に及ぼす影響もなく、問題のない申請と思われます。

次に整理番号30号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

30号の申請地は、説明にありましたとおり、桜木町に位置する農地で、現在、遊休農地です。

申請地の南側は市道、北側は畑、東側及び西側とともに、現在、遊休化した農地です。

北側及び東側には、既存の擁壁及びブロック積みがあり、西側にブロック積みをおこない、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止します。

建物は、平屋ですが、境界から控えて建築するので、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、南側側溝へ放流により処理します。

生活排水も南側の道路に埋設されている下水道管へ排水します。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

整理番号31号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

転用目的は一般住宅です。

31号の申請地は、説明にありましたとおり、寿町に位置する小集団の農地で、現在、不耕作の畑です。

申請地の西側は市道、北側は宅地、東側は畑及び雑種地、南側は里道です。

周囲に擁壁及びブロック積みをおこない、周辺土地への土砂雨水の流出を防止しま

す。

建物は平屋であり、農地境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、南側側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後西側側溝に排水する予定です。

なお、北側農地境界及び南側里道境界は、石積みがありましたが、土砂流出の恐れがありましたので、十分な土留め対策をおこなうよう指導したところ

です。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

議長 次に、整理番号32号及び33号について、水野委員お願いします。

3番（水野委員） 整理番号32号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

転用目的は一般住宅です。

32号の申請地は、説明にありましたとおり、妙見町に位置する集団的な農地で、家が多くなっておりま

す。

現在、遊休農地です。

申請地の北側は市道、西側は宅地、東側は畑、南側は畑と宅地です。

境界にはブロック積み及び擁壁を施し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止しま

す。

また、東側及び南側に農地がありますが、境界には、土留め対策を施すよう指摘したところ

です。

雨水については、北側側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後、北側市道側溝に排水します。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

続きまして、整理番号33号について報告いたします。

立会人は譲受人の〇〇〇〇さんです。

茅野集落の茶専業農家です。

転用目的は農業住宅兼農業用倉庫です。

申請地は、説明にありましたとおり、茅野町に位置する小集団の農地で、現在、管理されていない茶畑です。

申請地の北は同時取得の宅地、西側及び南側は集落道、東は宅地です。

東には既存の擁壁がありますが、南側と西側は、法面保護及び擁壁設置をおこない、周辺へ土砂雨水等が流出しないよう計画します。

建物は二階建てであります、西側及び南側は、周囲より 2mほど低いことや、境界より控えて建築するため、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、北側宅地を通して、市道側溝へ放流する計画です。

生活排水も合併浄化槽で処理後北側市道側溝に排水します。

なお、同時取得の宅地については、菜園として利用し、一部の排水管の設置や大型車両の出入りをおこなうとのことでした。

また、南側の集落道境界は、石積みがなされておりましたが、崩壊の恐れがありましたので、十分な土留め対策をおこなうよう指摘したところでした。

被害防除策も示されており、周辺の農地に及ぼす影響もなく、問題のない申請と思われる。

以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7番（眞茅委員） 整理番号32号ですが、申請地周囲の地形に関する事なんですけれども、〇〇番の隣に〇〇番〇で38㎡の区画がありますが、これは畑として使われていますか。

それとも、奥に行く道として使われていますか。

3番（水野委員） 通路ではなく、畑として使われている様に見えました。

7番（眞茅委員） 奥に〇〇番の畑がありますが、そこへ行く道がない様に思えますが、どうなっていますか。

議長 東側の道に面している〇〇番〇の〇〇〇〇さんと隣合わせの〇〇番の〇〇〇〇さんは確か親子です。

東側から〇〇番の畑には、行っていると思われれます。

事務局 現況を補足します。

申請地と南側の畑とは、1.5m程の段差があり法面が出来ていて、農業機械等の行き来は出来ない状態です。

当然、南側の農地については、東側か西側の道路より行き来するという事になります。

先程の〇〇番〇の区画は、〇〇番と一体となって利用して畑になっている状態です。

議長 よろしいですか。

7番（眞茅委員） はい、わかりました。

議長 ほかにございませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号29号から33号の5件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号 議案第44号 農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は25ページからになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号212号から281-6号まで利用権設定を受ける者 ○○○○ 外68名、利用権設定をする者 ○○○○さん外225名で設定面積は畑が212筆で186,387㎡、樹園地が316筆で434,887㎡です。

なお中間管理事業による利用権設定である整理番号279号、280号と281-1から281-6号は同一の案件であるため、281-1号以下は網掛けで表示してあります。

(所有権移転)

続きまして、所有権移転です。

整理番号15号は経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、譲受人は大塚中町の○○○○さん、譲渡人はまかや町の○○○○さんで移転面積は1,280㎡です。

整理番号16号は経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、譲受人は国見町の○○○○、譲渡人は鹿児島市にお住いの○○○○さんで移転面積は268㎡です。

整理番号17号は経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、譲受人は大塚南町の○○○○さん、譲渡人は大塚中町の○○○○さんで移転面積は2筆で907㎡です。

整理番号18・19号は交換による所有権移転です。

茅野町の○○○○さんと○○○○さんにより行われるもので移転面積は1,483㎡と608㎡です。

整理番号20号は経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で譲受人は茅野町の○○○○さん、譲渡人は茅野町の○○○○さんで移転面積は817㎡です。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

10番(畑野委員) 31ページの整理番号276の(株)○○○○の代表者・所在地を教えてください。

事務局 所在地は、南九州市。
代表者は、〇〇〇〇さん。
農業作物は、甘しょです。

議長 ほかにございませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号212号から281-6号まで、並びに所有権移転の整理番号15号から20号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第44号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午後 10時10分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 篠原 正

会議録署名委員 今給黎 龍浪